

南太平洋フォーラムと核問題
—南太平洋非核地帯条約調印後の展開—

小柏 葉子

広島大学平和科学研究センター

**The South Pacific Forum and Nuclear Issues:
The Development after the Signing of the South Pacific
Nuclear Free Zone Treaty**

Yoko Ogashiwa

Institute for Peace Science, Hiroshima University

SUMMARY

The South Pacific Nuclear Free Zone (SPNFZ) Treaty was signed at the meeting of the South Pacific Forum (SPF) in 1985. The treaty was a fruit of SPF's regional cooperation on the nuclear issues, which started at the formation of SPF.

However, the situation on the nuclear issues has dramatically changed since the signing of the SPNFZ Treaty. One change is the effect of the end of the Cold War, which contributed to strengthen nuclear non-proliferation regime. In compliance with the Comprehensive Nuclear Test Ban Treaty (CTBT), which was signed in 1996 as a part of nuclear non-proliferation regime, France ended its nuclear testing in the Pacific and signed the protocols of the SPNFZ Treaty, which it used to refuse to sign. The effect of the end of the Cold War also led to the proliferation of nuclear weapon-free zones in the world.

Another change is the emergence of new nuclear problems for SPF. One issue is

the clean-up and compensation for the ex-nuclear testing sites in the Pacific. The second is the plans of constructing nuclear wastes storage sites in the Pacific. The third is the shipment of plutonium and nuclear wastes across the Pacific, which has been conducted by the Japanese government.

SPF has responded to these changes by both regional and interregional approaches. In particular, it is noteworthy that SPF has sought for cooperation with other nuclear weapon-free zones in the Southern hemisphere in the Review Conference of the Parties to the Non-Proliferation Treaty (NPT) as an interregional approach. Whether SPF will change its stance from tackling only regional nuclear problems to playing a role for global nuclear disarmament depends on the realization of the Southern Hemisphere Nuclear Weapon-Free Zone.

南太平洋フォーラム（SPF）は、1985年の SPF 年次会議において、南太平洋非核地帯条約（South Pacific Nuclear Free Zone Treaty, 以下 SPNFZ 条約）を採択し、調印を行った。同条約は、地球上の広範囲の非核地帯条約としては、1959年の南極条約、1967年のラテンアメリカ非核兵器地帯条約、1971年の海底条約に次ぐものとして注目を集めた。

SPNFZ 条約は、そもそも SPF が積み重ねてきた核問題に対する地域協力の 1 つの成果であったとすることができる。SPF はフランス領ポリネシアにおけるフランスの核実験に対する抗議を主な契機として 1971年に発足して以来、核問題に対してはとりわけ強い関心を注ぎ、地域協力を展開してきた。80年代前半には、日本による太平洋への放射性廃棄物投棄計画が持ち上がったことによって、SPF はその核問題に対する地域協力をいっそう推進させた。SPNFZ 条約は、こうした多年にわたる SPF の核問題に対する地域協力から産み出されたものであった¹⁾。

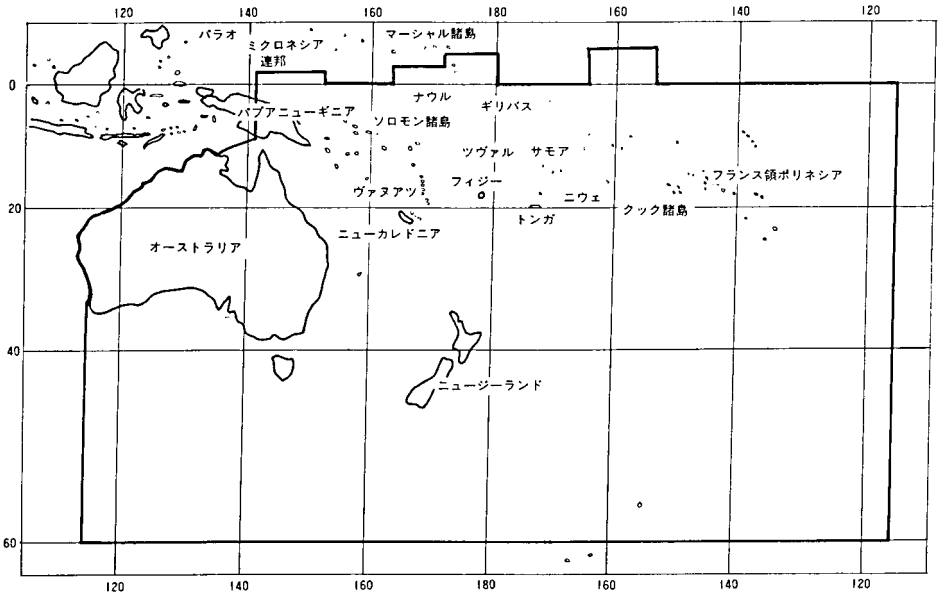
ところが、条約調印後、現在10年以上を経過して、核問題をめぐる状況は大きく変化した。冷戦が終わり、国際的な核不拡散体制に新たな進展が見られる一方で、条約がカバーしていないような新たな核問題が SPF の前に浮上してきた。本稿は、SPNFZ 条約調印後のこうした新しい動きに注目し、SPF がどのようにそれに対応しようとしているのか、そしてその対応は SPF の核問題に対する地域協力において、いったいどのような意味あいを持つのか、を明らかにしようとするものである。

I SPNFZ 条約の調印

まず、1985年に調印された SPNFZ 条約とはどんなものであったのかを押さえておくことにしたい（条約適用範囲については、図 1 を参照のこと）。

この条約の主な特徴は、第 1 に、あらゆる核爆発装置実験の禁止、および実験の補助、奨励行動を禁止している点である。これは言うまでもなく、SPF の成立の契機となったフランス領ポリネシアにおけるフランスの核実験を禁止することを目的としている。特徴の第 2 は、放射性廃棄物の海洋投棄の禁止および防止である。80年代前半に持ち上がった日本による太平洋への放射性廃棄物投棄計画は、結局の

(図1) SPNFZ 条約適用範囲



ところ日本側が事実上断念することで決着を見たが²⁾、SPF は条約の中に放射性廃棄物の海洋投棄禁止条項を盛り込むことによって、こうした計画の再発防止を図ったのである。この放射性廃棄物の海洋投棄禁止条項は、先行の非核地帯条約には見られない、SPNFZ 条約独自の画期的な意味を持つものであった。特徴の第3は、核兵器の配備の禁止である。ただし、後で述べるように、配備の定義には核兵器搭載船舶、航空機、および原子力船の寄港、通過は含まれていない。

次に、条約の問題点について、上記の特徴と対応させてみることにしたい。第1点目は、核実験については SPNFZ 条約は禁止しているが、実験後の問題、すなわち旧核実験場のクリーン・アップ（汚染除去）、および補償については何も触れられていない点である。2番目の問題点は、放射性廃棄物の陸上投棄に関しては規定がない点である。SPNFZ 条約は、非核地帯条約としては初の放射性廃棄物の投棄禁止条項を盛り込んでいたが、それは海洋への投棄に限って禁止したものであった。3番目の問題点は、核兵器搭載船舶、航空機、および原子力船の寄港、通過に関しては条約調印国の主権に委ねられ、条約には含まれていない点である。こ

これは、SPNFZ 条約成立過程において、SPF 諸国の間でもっとも論議を呼んだ点であった。条約提案国であるオーストラリアは、自らがアメリカ、およびニュージーランドとの間で結んでいるアンザス条約³⁾の枠組みを損なわずに、SPNFZ 条約を成立させることを目指し、非核地帯内での核兵器搭載船舶、航空機、および原子力船の寄港、通過の禁止を条約に盛り込まなかった。最終的に SPF 諸国は、ヴァヌアツを除いて、この点につき合意したが、それは自国への核艦船等の寄港、通過を認めないニュージーランドから、緊急時には軍事目的のために領域の使用を協議することを定めた友好条約をアメリカとの間に結んでいるツヴァルまで、核艦船等の寄港、通過に関しては、各国の政策が多様であり、条約に盛り込むことが困難という判断からであったと言える⁴⁾。

こうして1985年の SPF 年次会議において調印に付された SPNFZ 条約であったが、実はすべての SPF 諸国が条約に調印したわけではなかった。ヴァヌアツとトンガの 2 カ国は、調印に応じなかったのである。ヴァヌアツは、当時、リニ (Walter Lini) 政権の下、あらゆる形態の核兵器の存在を禁止するといった、きわめて厳格な非核政策をとっており、核艦船等の寄港、通過や核ミサイル実験などを禁止していない SPNFZ 条約は非包括的で、部分的なものであると厳しい批判を加えた⁵⁾。一方、トンガは、条約付属議定書に調印が予測されるソ連から条約遵守を申したてられることを懸念するという理由から、SPNFZ 条約に調印しないことを明らかにした⁶⁾。

ところで、SPNFZ 条約が主目的としている非核地帯内での核実験の禁止や放射性廃棄物の海洋投棄の禁止は、いずれも条約調印国、すなわち SPF 諸国が実のところ対象とされているわけではない。非核地帯内で核実験や放射性廃棄物の海洋投棄を行っている、あるいは行おうとしたのは、いずれも域外諸国である。こうしたところから、SPNFZ 条約には、非核地帯内に領土をもつフランス、イギリス、アメリカの核保有国に対し、非核地帯内での核の製造、貯蔵、実験を行わないことを約束させる付属議定書 I、上記 3 カ国にソ連、中国を加えた核保有国に対し、非核地帯内の領域に向けて核爆発装置の使用あるいは使用の威嚇を行わないことを約束させる付属議定書 II、5 核保有国に対し、非核地帯内のいずれにおいても核爆発装置の実験を行わないことを約束させる付属議定書 III が制定されていた。付属議定書

への調印を求められた核保有国のうち、調印を行ったのは、ソ連と中国の2カ国であった。両国は付属議定書に調印しても実質的に影響はないところから調印に応じたといえるが、調印に際して、他の核保有国にはSPNFZを真の非核地帯とする責任があることを指摘することを忘れなかった⁷⁾。

一方、フランス、イギリス、アメリカの3カ国は、付属議定書への調印には応じなかった。フランスは、「フランスの国益ならびに地域全体の安全保障に関し多くの問題を生起させる」とし、フランスの核実験禁止を主目的の1つとした付属議定書に調印する余地はまったくないことを明言した⁸⁾。イギリスは、他の条約から生じる多くの義務との整合性を慎重に検討した上で調印するかどうか決定すると、付属議定書への調印を促しにイギリスを訪問したSPF代表団に伝え、調印にはきわめて消極的な姿勢を示した⁹⁾。アメリカは、東南アジアにおける同種の非核地帯構想に大きな刺激をもたらすとして、付属議定書への調印を拒んだ¹⁰⁾。

このように、SPNFZ条約はSPF諸国のうちの2カ国、また条約付属議定書に関しては核保有国のうちの3カ国の調印が得られないまま、SPF年次会議での調印の翌年1986年12月に、SPF諸国11カ国の調印と批准をもって発効した。

II 条約調印後の核問題をめぐる動き

SPNFZ条約の調印後、核問題をめぐってさまざまな変化が起こった。ここでは、特に90年代に入ってからの動きを中心に検討することにした。

(1) 冷戦の終結による状況の変化

ソ連の消滅に伴う冷戦の終結は、核問題をめぐる状況に大きな変化をもたらした。とりわけ、冷戦の終結によって、国際的な核不拡散体制において進展がみられたことは、注目に値するといえよう。

国際的な核不拡散体制の中心に位置づけられるのは、核不拡散条約(Non-Proliferation Treaty, 以下NPT)である。NPTは、1968年に調印され、1970年に発効して以来、5年ごとに核兵器国による核軍縮交渉の成果を検討する再検討会議を開いてきた。また、条約の有効期限に関しては、条約発効25年後に会議を開催

して決定することになっており、1995年にNPTの再検討・延長会議がもたれた。

NPT再検討・延長会議での議論の1つの焦点となったのは、条約を無期限延長とするか、あるいは25年の延長とし、多数の国の反対がない限りさらに25年延長とするか、という点であった。元来、NPTは、アメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国の5カ国を核兵器国と定め、核兵器の保有を認めるが、その他の国々は非核兵器国とし、核兵器保有を認めないという内容のものであり、核兵器国が核を占有する状態を固定する条約の無期限延長には、非同盟諸国をはじめとする国々から反対の声があがっていた。しかし、NPT再検討・延長会議では、圧倒的多数で条約の無期限延長が決定された。条約の無期限延長と同時に、条約の再検討プロセスの強化と核不拡散および核軍縮の原則があわせて採択され、国際的核不拡散体制の進展が期待されたからである¹¹⁾。

新たに採択された条約の再検討プロセスの強化では、5年ごとに再検討会議を開催し、会議開催に先だって3年間、準備委員会会議をもち、条約の完全な履行のための実質的な審議を行い、再検討会議に勧告することが定められていた。これにしたがって、次回の再検討会議は2000年の開催となり、準備委員会は1997年から毎年開催となった。

一方の核不拡散および核軍縮の原則に関しては、具体的措置の一つとして、包括的核実験禁止条約(Comprehensive Nuclear Test Ban Treaty, 以下CTBT)の交渉を1996年中に完了させること、CTBTの発効までの間は核兵器国は最大限、実験を自制することが定められていた。また、非核兵器地帯のいっそうの設置が世界的および地域的な安全保障を強化するものとして奨励され、そのためには核兵器国の協力が必要であるとされていた。

この中で、特にSPFに大きな影響を及ぼしたのは、CTBTの交渉であった。CTBTの交渉はジュネーブ軍縮会議において1994年から開始され、すべての核爆発を伴う実験を禁止する方向に向かっていた。これを受けてフランスは、1995年6月、1992年以来停止してきたフランス領ポリネシアにおける核実験を再開すると発表した。SPFはフランスのこの決定に対し非難声明を発表し、さらにSPF議長国¹²⁾のオーストラリアの外相を団長とした代表団をパリに派遣し、実験再開反対の意をフランス政府に伝えた¹³⁾。また、オーストラリア、ニュージーランド、パプア

ニューギニア、フィジー、ツヴァル、ナウル、ミクロネシア連邦、マーシャル諸島からなる地域行動委員会 (Regional Action Committee) を新たに設け、SPF 加盟国へのフランスの核実験再開に関する情報の提供や、国連総会等の国際会議においてフランスの核実験再開に対する地域としての反対を表明する際の調整など、対応措置の強化を図った¹⁴⁾。

だが、同年9月、フランスは、予告通りフランス領ポリネシアにおいて核実験を再開した。実験直後に開かれた SPF 年次会議では、フランスの核実験再開を強く非難するとともに、フランスに与えている対話国 (Dialogue Partner)¹⁵⁾の地位を見直すという最終コミュニケが採択された。その後、SPF は、正式にフランスの対話国としての地位を停止することを決定した¹⁶⁾。

フランスの核実験再開は、SPF に大きな衝撃をもたらし、1985年の SPNFZ 条約調印を1つの山場として、その後、やや沈滞気味であった SPF の核問題をめぐる地域協力が再び活気を与えることになった。こうした中で、同年10月、フランス、アメリカ、イギリスの3カ国は、それまで応じてこなかった SPNFZ 条約付属議定書への調印を、フランスが核実験を終了した後の1996年前半に行う旨を発表した。冷戦の終結、そして1996年中の CTBT 調印とともに、フランスの核実験再開が SPF をはじめとして予想以上の国際的な激しい非難を浴びたことも、条約付属議定書への調印を行っていないこれら核兵器国を調印へと向かわせたと言えるであろう。SPF は、これら3カ国の付属議定書調印の決定を歓迎しながらも、SPF の基本的立場はフランスの核実験停止と実験場の閉鎖であり、3カ国の調印は即時なされるべきであると主張した¹⁷⁾。しかし、3カ国が実際に SPNFZ 条約付属議定書に調印したのは、フランスがフランス領ポリネシアにおいてすべての核実験を終了した後の1996年3月のことであった。

一方、SPF 諸国の中で条約調印に応じなかったヴァヌアツとトンガも、それぞれ1995年と1996年に条約への調印を行った。厳格な非核政策をとり、それゆえに SPNFZ 条約を限定的なものとして批判し、1985年の SPF 年次会議において条約への調印を拒んだヴァヌアツでは、その後リニ政権に替わり、1991年末以来、親仏的な政党を中心とした連立政権が組まれていた¹⁸⁾。そうしたところから、ヴァヌアツは、フランスを標的とした SPNFZ 条約の調印には応じられないという、リニ

政権時代とは正反対の理由でありながら、結果的にはリニ政権と同じ対応を条約に対して取ってきた。しかし、1995年にフランスが核実験再開を決定したことでフランスに対する非難が世界的に高まり、同年8月に開かれたヴァヌアツがメンバーとして参加しているメラネシアン・スピアヘッド・グループ (Melanesian Spearhead Group)¹⁹⁾の年次会議においても、フランスの核実験再開計画を非難し南太平洋地域の非核化をうたったラカトロ宣言 (Lakatoro Declaration) が採択されたことから、ヴァヌアツも SPNFZ 条約の調印に踏み切ることにしたのである²⁰⁾。片や、トンガは、1996年にフランス、アメリカ、イギリスの3カ国が SPNFZ 条約付属議定書に調印を行ったことを受けて、条約への調印を決定した²¹⁾。

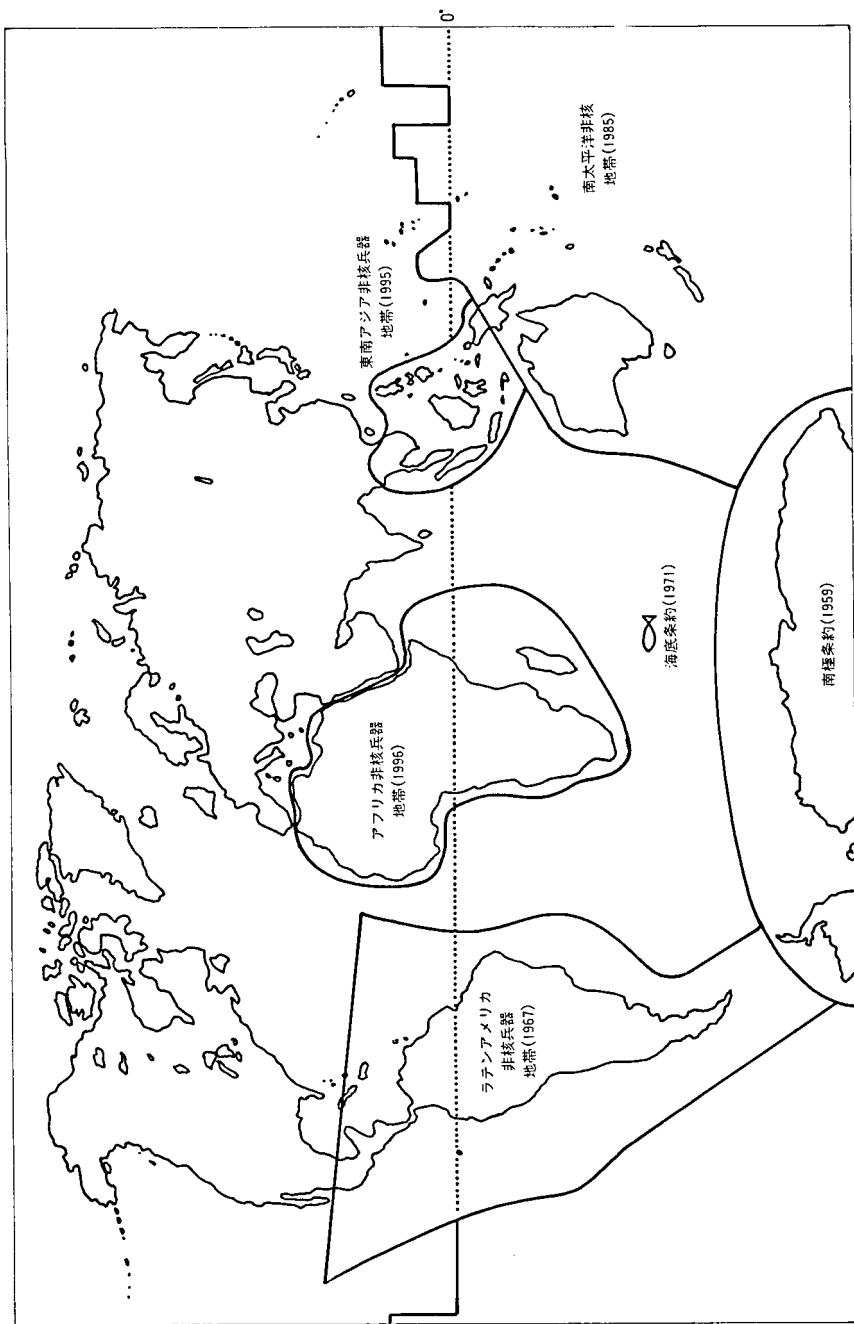
かくして、1985年の SPF 年次会議において調印に付されてから、11年を経て、当時の SPF 諸国すべての調印と、条約付属議定書への調印を求められた核兵器国すべての調印が揃ったのだった。

ところで、冷戦の終結は、NPT、CTBT の進展とともに、非核兵器地帯の増加も促すことになった。1995年には、ASEAN において東南アジア非核兵器地帯条約の調印が行われ、1996年にはアフリカ統一機構 (OAU) においてアフリカ非核兵器地帯条約の調印が行われた (各非核兵器地帯の範囲については、図2を参照のこと)。また、1998年には、カザフスタン、タジキスタン、キルギスタンの中央アジア3カ国においても、これら3カ国と中国、ロシアとの間で、中央アジア非核兵器地帯を成立させる合意がなされた²²⁾。この中で特に東南アジア非核兵器地帯条約は、SPNFZ 条約をモデルとして作られ、また、SPNFZ 条約と領域を接しているといったように、SPNFZ 条約とはとりわけ密接な関係にあった。これら非核兵器地帯の登場によって、地球上には海底を除き、現在は5つ、中央アジア非核兵器地帯が調印されれば6つの広域な非核兵器地帯が存在することになり、SPF にとって他の非核兵器地帯との連携という可能性が出てきたことは大きな意味を持つと言えた。

(2) 条約が管轄していない新たな核問題の出現

SPNFZ 条約調印後、冷戦の終結による国際的な核不拡散体制が進展する一方で、SPF にとって条約が管轄していないような新たな核問題が現れるようになっ

(图2) 非核地带

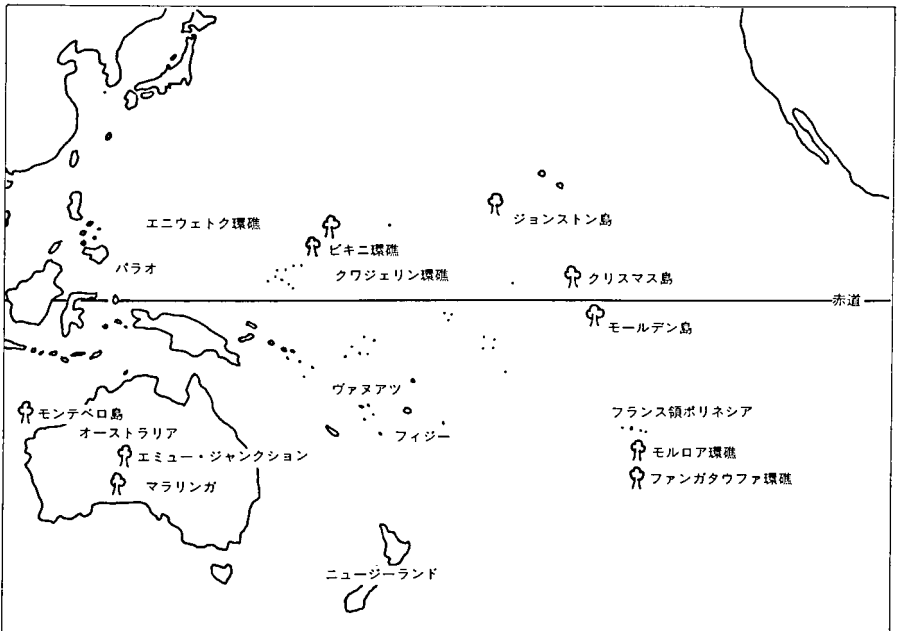


た。

その第1番目にあげられるのは、旧核実験場のクリーン・アップおよび補償の問題である。1996年にSPNFZ条約付属議定書にフランスが調印を行い、SPF成立の大きな契機となったフランス領ポリネシアにおけるフランスの核実験はついに終了した。それに伴って、実験後の旧核実験場の放射能汚染のクリーン・アップをどうするのか、また核実験によって被害を被った住民に対する補償をどうするのか、といったことが新たに問題として浮上してくるようになった。フランスは核実験終了後1996年にフランス領ポリネシアの旧核実験場に国際原子力機関（IAEA）の調査団を招き、核実験による汚染の調査を行った。しかし調査結果では残留放射能汚染はほとんどないとされたため、SPFは調査結果を不満とし、詳細かつ十分な調査を要求している²³⁾。こうした核実験が終了した後の問題に関しては、実験の禁止を到達目標としていたSPNFZ条約では、まったく視野に入れていなかった。また、フランス領ポリネシアの他にも、南太平洋地域には核実験が行われた場所として、アメリカによるマーシャル諸島（ビキニ環礁、エニウェトク環礁）、アメリカ領ジョンストン島、キリバス（クリスマス島）、イギリスによるオーストラリア（モンテベロ島、エミュー・ジャンクション、マラリング）、キリバス（モールドン島、クリスマス島）が存在している（図3を参照のこと）。このうち特に国連信託統治下でアメリカの施政のもとにあったマーシャル諸島では、1946年から1958年までの間に行われた核実験によって、日本の第五福竜丸乗組員や現地住民らが被曝し、また実験のために住民たちが強制移住させられるなど、大きな人的被害が出た。実験後の旧核実験場のクリーン・アップについて、アメリカは1968年にビキニ環礁に関して安全宣言を発し、1975年には住民の帰還が実施されたが、残留放射能のために1978年、再びビキニ環礁は閉鎖が決定され、住民たちは再移住を余儀なくされた。マーシャル諸島の問題は、次にあげる放射性廃棄物の貯蔵所建設計画が持ち上がったことによって注目されるようになり、またフランス領ポリネシアの旧核実験場のクリーン・アップと補償が問題として浮上してきたことでその先例としても重要視されるようになった。しかしながらいずれにせよ、SPNFZ条約の中では、このような核実験終了後の旧核実験場問題に関しては、一切扱われていなかった。

第2にあげられる新たに浮上した核問題は、放射性廃棄物の貯蔵所建設計画問題である。前述のように核実験によって放射能に汚染されたマーシャル諸島では、実験場となった島々の1つに国外から放射性廃棄物を搬入し貯蔵所を建設しようという計画が1994年にマーシャル諸島政府によって公表された。マーシャル諸島政府は、放射性廃棄物貯蔵所を建設し、国外から放射性廃棄物を受け入れ収入を得ることによって、旧核実験場のクリーン・アップを行ない、住民の島への帰還を実現させようと考えたのである²⁴⁾。さらに、このマーシャル諸島の計画が浮上したことで、70年代末にアメリカ企業によって提案され、SPFの反対により、その後立ち消えとなっていたアメリカ領パルミラ環礁とウェーク諸島に放射性廃棄物貯蔵所を建設しようという計画も、1996年から再び取りざたされるようになった。SPNFZ条約そのものの中では放射性廃棄物の海洋への投棄は禁止されていたが、このよう

(図3) 太平洋における核実験



齊藤達雄「核と太平洋一大国の横暴」『マタンギ・パシフィック太平洋島嶼諸国の政治・社会変動』熊谷圭知、塩田光喜編、アジア経済研究所、1994年、347ページをもとに作成。

に貯蔵所のような陸上への投棄に関しては、なんら規定は存在していなかった。

第3にあげられる新たな核問題は、プルトニウムおよび高レベル放射性廃棄物の海上輸送問題である。1992年、日本は国内の原子力発電所で使用した核燃料をヨーロッパの工場で再処理し、とりだしたプルトニウムを再び原子力発電所の燃料として使用するため日本に向けて海上輸送を行うと発表した。テロを警戒して、事前に輸送ルートが公表されなかったこともあり、地理的位置からいって輸送ルートにあたると考えられる SPF 諸国は、同年の SPF 年次会議の場において、計画に対し深い懸念の意を表明した²⁵⁾。計画は同年末に実行に移され、予想された通り、太平洋が輸送ルートになったことから、SPF は日本に対する反発と不信感を募らせた。1995年と1997年には、同じく太平洋を輸送ルートとして、ヨーロッパの工場で再処理された高レベル放射性廃棄物の海上輸送が行われ、この時には日本から情報が提供され協議も行われたが、SPF は海上輸送の安全性について依然として懸念を抱いている²⁶⁾。また1999年に入り、日本は新たに、使用済み核燃料から取りだしたプルトニウムを使った混合酸化物 (MOX) 燃料のヨーロッパからの海上輸送計画を公表した²⁷⁾。このようなプルトニウム等の海上輸送問題も SPNFZ 条約調印時には予期されなかった問題であり、条約ではまったく触れられていなかった。

III SPF の対応

(1) リージョナルなアプローチ

それでは、このような SPNFZ 条約調印後の核問題をめぐる変化の中で、SPF はどのようにそれに対応しようとしているのだろうか？

SPF の取っている対応の1つは、リージョナルなアプローチである。特に、新たな核問題のうちの旧核実験場のクリーン・アップおよび補償の問題と、放射性廃棄物の貯蔵所建設計画問題に対して、このアプローチが取られている。まず、フランス領ポリネシアやマーシャル諸島の旧核実験場のクリーン・アップや補償問題に関しては、SPF は関係各国に責任を求め、健康、安全性、環境といった面で適切な措置を取るよう訴える最終コミュニケを SPF 年次会議の場で採択し、「地域の声」によってフランスやアメリカに対し影響力を及ぼそうと努めている²⁸⁾。また、

放射性廃棄物の貯蔵所建設計画問題に関しても、同様にリージョナルなアプローチを取り、SPF 年次会議の場で計画に反対する最終コミュニケを採択して、計画を阻止しようと試みた²⁹⁾。1995年には、南太平洋地域外から域内への有害および放射性廃棄物の搬入を禁止するワイガニ条約 (Waigani Convention) を SPF 年次会議の場において採択、調印し、地域内における放射性廃棄物の貯蔵所建設計画の規制を図っている。

SPF のリージョナルなアプローチには、もう 1 つ重要なオプションとして、SPNFZ 条約そのものの改正が考えられよう。すなわち、旧核実験場のクリーン・アップと補償といった条約に含まれていない新たな核問題に対処するための条項を条約に盛り込むことである。SPNFZ 条約の改正には、まず条約調印国の代表からなる協議委員会 (Consultative Committee) を開催し、改正の是非を審議しなければならないが、しかしながら現在までのところ、SPF が協議委員会を開催しようとする動きは見られない。

では、どうして SPF は、こうした新たな核問題に対処するために、より効果的と思われる SPNFZ 条約の改正に踏み切らないのだろうか？その理由として、SPNFZ 条約に含まれている 이슈と新たに出現したこれら核問題とが同じリージョナルな問題ではあっても、その性質が異なることを指摘することができる。

SPF は、従来、核問題をリージョナルな問題としてとらえ、地域協力を展開してきた。核実験にせよ、放射性廃棄物の海洋投棄にせよ、いずれも南太平洋地域が舞台となったことであり、核問題というグローバルな問題ではありながら、それは何よりも地域にとって差し迫った、きわめてリージョナルな問題として SPF は認識し地域協力を行ってきたと言える。そうした SPF の核問題に対するリージョナルなアプローチの極まった形が、南太平洋地域から核実験と放射性廃棄物の海洋投棄を排除することを主目的とした SPNFZ 条約の調印であったと言えよう。

SPNFZ 条約の中に盛り込まれたこの核実験と放射性廃棄物の海洋投棄という 이슈は、南太平洋地域が舞台にはなっているが、それはどちらも地域の中から発生してきたものではなく、地域の意志に関係なく、地域の外から持ち込まれた外因的な性質のものである。すなわち、SPF がこれまで地域協力によって対応してきた核問題は、すべて外因的なものであり、そうした外因的な核問題には地域が一丸

となってリージョナルなアプローチを取ることにについて SPF の中ではコンセンサスが出ていたとすることができよう。ゆえに、冒頭で触れた SPNFZ 条約の問題点となった核兵器搭載船および航空機、原子力船等の寄港や通過の問題は、論議にはなったが、外因的なものではなく、SPNFZ 条約の交渉過程で副次的に浮上してきたものであったため、SPF の中では、結局、リージョナルなアプローチを取るというコンセンサスが成り立たずに条約に盛り込まれなかったと考えられる。

一方、SPF が現在直面している南太平洋地域の旧核実験場のクリーン・アップと補償の問題は、地域にとってきわめて重要なリージョナルな問題ではあるが、必ずしも外因的なものではない。この問題が浮上してきたのは、CTBT の調印とそれに伴うフランスの SPNFZ 条約付属議定書への調印、そしてその結果の南太平洋地域における核実験の終結という地域の外の状況の変化を背景としたものであり、その意味では、この問題は外因的なものである。しかし、そうした状況の変化に伴って、そこに旧核実験場のクリーン・アップと補償という問題を見出したのは、SPF 自身であり、従来のように、単に地域外からの一方的な行動による問題の発生とは異なるものであったと言えよう。

もう 1 つの 이슈である放射性廃棄物の貯蔵所建設計画問題も、従来のような外因的な性質の核問題とは同一ではない。同様の計画は以前にアメリカ企業によって発案されていたが、計画を新たに提起したのは、マーシャル諸島という地域内の政府であり、問題は地域の中から発生した。

すなわち、新たに出現したこれらの核問題は SPF にとってリージョナルな問題ではあるが、それまでの外因的な性質の核問題とは異なっており、そういった問題に対してもリージョナルなアプローチを取るのか、といったことについては、まだはっきりとしたコンセンサスが SPF の中でできていない状態だと考えることができるのではないだろうか。ゆえに、リージョナルなアプローチの 1 つの究極である SPNFZ 条約への新たな条項の盛り込み、つまり条約の改正に SPF が踏み切るには、今しばらくの時間がかかると言えるであろう。

(2) インターリージョナルなアプローチ

リージョナルなアプローチと並んで、SPF が核問題をめぐる新たな変化に対し

て取っているもう1つの対応は、他の地域と連携し、地域間の協力によって対処しようというインターリージョナルなアプローチである。

そうしたSPFのインターリージョナルなアプローチの1つが、小島嶼諸国連合（Alliance of Small Island States, 以下AOSIS）を通じて自らの声を反映させていこうという試みである。AOSISは、太平洋、カリブ海、インド洋、大西洋、地中海、南シナ海に位置する36の小島嶼諸国・地域および5つのオブザーバーからなり、元々は気候変動問題における小島嶼諸国の利益代表として1990年に成立した³⁰⁾。AOSISへの加盟は各国単位ではあるが、小島嶼諸国が位置する各地域の地域組織が調整役として機能していることから、インターリージョナルな性格を強く持っていると言えるであろう。南太平洋地域の場合、環境問題を専門とする地域組織である南太平洋地域環境計画（South Pacific Regional Environment Program, 以下SPREP）を主軸に³¹⁾、SPFもSPREPと密接な関係を取りながらAOSISにおける同地域の調整役として機能している。

SPFがこのAOSISに加盟している他の諸地域と連携し、AOSISの地域間協力によって対応しようとしているのは、特に核問題のうちのプルトニウムおよび高レベル放射性廃棄物の海上輸送問題に関してである。1995年に開催されたNPT再検討・延長会議において、AOSISを代表してトリニダード・トバゴは、プルトニウムおよび高レベル放射性廃棄物の海上輸送の事故の可能性とそれが小島嶼発展途上諸国に及ぼす影響の重大さについて懸念を表明し、海上輸送の中止と輸送による環境影響調査の実施の早急な必要性を訴えた³²⁾。AOSISの主張は、日本やフランスなどとの激しい議論の末、会議の原子力平和利用委員会の報告書の中で、海上輸送についての「島嶼諸国や沿岸諸国の懸念」という表現で盛り込まれた³³⁾。

このプルトニウムおよび高レベル放射性廃棄物の海上輸送問題は、地域の外からもたらされた典型的な外因的性質の核問題である。また、それは実際に太平洋が放射性物質の輸送ルートとなったSPFにとって、きわめて身近なリージョナルな問題でもある。しかし、この問題は、リージョナルであると同時に、フランス領ポリネシアにおける核実験や太平洋への放射性廃棄物の海洋投棄というそれまでSPFが対応してきた核問題と異なり、問題が南太平洋地域だけに限定されない地域横断的な性質のものである。このような新たな性質の核問題に対処するために、

SPF は、従来のようなリージョナルなアプローチではなく、インターリージョナルなアプローチが必要だと認識し、SPF と同じくプルトニウムおよび高レベル放射性廃棄物の海上輸送問題に直面した他の小島嶼諸国の地域との連携による地域間協力の AOSIS を通じた対応をしていると言えるであろう。

そして、さらに、SPF がそうしたインターリージョナルなアプローチを NPT 再検討会議というグローバルな枠組みの中で行おうとしている点に注目する必要がある。先にあげたように、SPF は、プルトニウムおよび高レベル放射性廃棄物の海上輸送問題に関して、AOSIS を通じたインターリージョナルなアプローチを 1995 年に開催された NPT 再検討・延長会議において展開した。この NPT 再検討会議というグローバルな枠組みを核問題をめぐるインターリージョナルなアプローチの主要な展開の場と SPF がみなしていることは、1997 年から始まった NPT 再検討会議準備委員会に対する SPF の対応に見て取ることができる。

2000 年に開かれる NPT 再検討会議のための準備委員会は 1997 年に第 1 回会議が開催されたが、委員会開催に先立ち、SPF は特別に核問題に関するセミナーと会議を開催し、準備委員会に対する SPF の地域としての立場の調整を行った。その結果、SPF は、核不拡散と軍縮に向けて非核兵器地帯との連携、とりわけ南半球非核兵器地帯実現に向けての南半球に存在する他の非核兵器地帯との連携（これは、同年 12 月、国連総会において「南半球および隣接地域の非核地帯」決議として採択された）および放射性物質の輸送、の 2 点を SPF としての焦点とすることに定めた³⁴⁾。ここで注目されるのは、AOSIS ばかりでなく、南半球の他の非核兵器地帯との連携という、グローバルな枠組みにおけるもう 1 つのインターリージョナルなアプローチを SPF が打ち出している点である。

現在、人の居住地域に存在している非核兵器地帯は、SPNFZ、ラテンアメリカ非核兵器地帯、東南アジア非核兵器地帯、アフリカ非核兵器地帯の 4 つであるが、これらはいずれも南半球に位置している。こうした南半球に存在する他の非核兵器地帯との連携について、SPF はラテンアメリカ非核兵器地帯および東南アジア非核兵器地帯との間で、すでにある程度の連携を始めている。まず、ラテンアメリカ非核兵器地帯との連携に関して、SPF は、1989 年に、ラテンアメリカ非核兵器地帯条約の義務の履行を確証するためのラテンアメリカ核兵器禁止機構

(OPANAL) との連携と情報交換を開始した³⁵⁾。また、東南アジア非核兵器地帯に関しては、前述の通り、SPNFZ 条約が東南アジア非核兵器地帯条約のモデルとなっていることもあり、SPF は ASEAN との間の閣僚会議において、両非核兵器地帯の連携を議題の 1 つとして話し合っている³⁶⁾。特に SPF と ASEAN は、相手方の年次会議に事務局長を派遣したり、合同閣僚会議を開催したり、また SPF 諸国のパプアニューギニアが ASEAN の特別オブザーバーの地位を持ち、ASEAN のイニシアティブによって設立された ASEAN 地域フォーラム (ASEAN Regional Forum・ARF) には SPF 諸国からオーストラリア、ニュージーランド、パプアニューギニアの 3 カ国が正式メンバーとして参加しているなど³⁷⁾、一定の関係をすでに築きあげている。SPF は ASEAN との関係のいっそうの緊密化に関心を抱いており³⁸⁾、実現されれば SPF と ASEAN との非核兵器地帯同士としての連携も、さらに強まるであろう。

こうしたすでに取り組み始めているラテンアメリカ非核兵器地帯および東南アジア非核兵器地帯との連携を、アフリカ非核兵器地帯も含めて、SPF がどのように南半球非核兵器地帯の実現という、NPT 再検討会議のグローバルな枠組みにおけるもう 1 つのインターリージョナルなアプローチとして確立していくのか、具体的な動きはまだ明らかではない。1997年の NPT 再検討会議第 1 回準備委員会では、非同盟諸国から SPNFZ 条約、ラテンアメリカ非核兵器地帯条約、東南アジア非核兵器地帯条約、アフリカ非核兵器地帯条約の調印国は南半球非核兵器地帯の実現に向けて協力すべきであるという見解が提出され、南半球非核兵器地帯の実現を目指していくことで合意がなされた³⁹⁾。翌1998年の第 2 回準備委員会では、非核兵器地帯の設置について話しあわれたが、核保有国と非核保有国の対立によって委員会自体が紛糾したことによって、これと目立った成果は得られず、南半球非核兵器地帯化の進捗状況に大きな進展は見られていない⁴⁰⁾。2000年に開催される NPT 再検討会議に向けて、他の非核兵器地帯との連携、そして南半球非核兵器地帯の実現を、限られた時間の中で SPF がいかに行なっていくのか、今後の動きを注視していく必要がある。

IV むすびとして

SPNFZ 条約調印後の核問題をめぐる新たな状況の変化に、SPF は、従来のようになりージョナルなアプローチを取る一方で、インターリージョナルなアプローチも取り始めている。そうした SPF の対応は、SPF が成立以来、展開してきた核問題に対する地域協力において、いったいどのような意味を持つのであろうか？

SPF は、核問題を常にリージョナルな問題としてとらえ、地域協力を行ってきた。言い換えれば、核問題ではあってもそれが地域に直接関係のない場合にはそれほど関心は向けず、リージョナルな核問題に対するような目立った行動は取ってこなかった。たとえば、中国の核実験に対して、SPF は非難声明は採択しても、それ以上の具体的な行動を取ることはしてこなかった。すなわち、SPF の核問題に対する基本的なスタンスはリージョナルな問題に対する取り組みであって、グローバルな問題に対して取り組むといったものでは決してなかった。

しかし、SPNFZ 条約調印後に新たに出現した核問題のうち、プルトニウムおよび高レベル放射性廃棄物の海上輸送問題は、SPF をリージョナルであるとともにトランスリージョナルでもある核問題に直面させることになった。SPF は、そうした問題に、グローバルな枠組みにおけるインターリージョナルなアプローチで対応しようと試みたのである。

このグローバルな枠組みにおけるインターリージョナルなアプローチは、当初、AOSIS を通じて行われたが、やがて SPF は南半球の他の非核兵器地帯との連携という、いま 1 つのインターリージョナルなアプローチを打ち出すようになる。南半球の他の非核兵器地帯との連携、そしてそこから発展させ、グローバルな核不拡散と軍縮のための一段階として位置づけられた南半球非核兵器地帯を実現させようという試みは、まず具体的にリージョナルな核問題があり、それに対して対応するといった、それまでの SPF の核問題に対する地域協力からは踏み出したものである。それは、SPF が核問題をもはやリージョナルな問題としてばかりでなく、グローバルな問題としてとらえ始めていることを示唆していると言えよう。しかし、関心をリージョナルな核問題に傾注し、そこでの地域協力の実績を積んできた SPF が、本当に核不拡散と軍縮というグローバルな核問題に対して役割を果たそ

うとしているのかどうかは、まだ明らかではない。また、もしそうであるとしたら、SPFはそうした役割をどの程度まで果たしていけるのかも未知数である。その答えは、NPT再検討会議における南半球非核兵器地帯の実現の成否にかかっているとと言えるであろう。

註

- 1) SPNFZ条約調印にいたるSPFの地域協力に関しては、小柏葉子「南太平洋フォーラム諸国の地域協力—南太平洋非核地帯条約成立をめぐる」『国際法外交雑誌』第89巻第5号、1990年、およびYoko S. Ogashiwa, *Microstates and Nuclear Issues: Regional Cooperation in the Pacific*, Suva, 1991. を参照のこと。
- 2) この問題については、Yoko Ogashiwa, “Regional Protests Against Nuclear Waste Dumping in the Pacific,” *Journal of Pacific Studies*, Vol. 15, 1990. を参照のこと。
- 3) 1951年にアメリカ、オーストラリア、ニュージーランドの3カ国によって結ばれ、条約当事国の本土、もしくは太平洋に存在するその統治下の領域、もしくは太平洋上の軍隊、公船、航空機が攻撃を受けた場合、共通の危機に対応するために行動することをうたっている。1985年に、ニュージーランドのロンギ政権がアメリカの核艦船の寄港を拒否したところから、アメリカ—ニュージーランド間の同盟関係は停止状態となった。
- 4) 詳しくは、小柏、前掲書、23-38ページ、およびOgashiwa, *Microstates and Nuclear Issues: Regional Cooperation in the Pacific*, 1991, pp. 93-99, を参照のこと。
- 5) *Vanuatu Weekly*, 17 August, 1985. ヴァヌアツの非核政策に関しては、Yoko Ogashiwa, “Vanuatu’s Nuclear Policy: Evolution and Prospects,” *The South Pacific in the Changing World Era*, ed. by Yukio Satow, Institute for Peace Science, Hiroshima University, Hiroshima, 1994. を参照のこと。
- 6) *Matangi Tonga*, May-June 1987, p. 36.
- 7) *Statement of the Soviet Government on the Occasion of Signing Protocols 2 and 3 to the South Pacific Nuclear Free Zone Treaty*, 1986; *Statement Issued by Ambassador Ji Chaozhu on Behalf of the Chinese Government*, 1987.
- 8) *Island Business*, April 1986, p. 32.
- 9) *Ibid.* ; *Island Business*, May 1986, p. 31.
- 10) *Pacific Research*, August 1989, p. 18.
- 11) 黒沢満「核兵器の不拡散」『軍縮問題入門』黒沢満編 東信堂、1996年、45ページ。
- 12) SPFの議長国は、各年ごとのメンバー国の持ち回り制となっている。
- 13) *Pacific Report*, 19 June 1995.
- 14) *Pacific Report*, 31 July 1995; *Forum News*, No. 15, 1995.
- 15) SPF諸国と関係の深い域外の「対話国」には、SPF年次会議終了後、SPFとの対話の場が

- 設けられている。現在、対話国は、イギリス、フランス、アメリカ、カナダ、日本、韓国、中国、マレーシア、EUである。
- 16) *Pacific Report*, 9 October 1995.
 - 17) *Pacific Report*, 23 October 1995.
 - 18) ヴァヌアツの国内政治については、Ogashiwa, "Vanuatu's Nuclear Policy: Evolution and Prospects," を参照のこと。
 - 19) パプアニューギニア、ソロモン諸島、ヴァヌアツ、フィジー（1996年に加盟）、ニューカレドニアのカナク国民解放社会主義戦線（Front de Liberation Nationale, Kanak et Socialiste）（準メンバー）のメラネシア諸国によるサブリージョナルなグループ。メラネシアン・スピアヘッド・グループの結成にいたる経緯に関しては、小柏葉子「メラネシア・サブリージョナリズムの形成」【マタンギ・パシフィック太平洋島嶼諸国の政治・社会変動―】熊谷圭知，塩田光喜編，アジア経済研究所，1994年，を参照のこと。
 - 20) *Papua New Guinea Post-Courier*, 16 August 1995; *Pacific Report*, 11 September 1995.
 - 21) *Pacific Report*, 15 May 1996.
 - 22) 中国新聞，1998年7月4日。
 - 23) *Forum Communique*, 1998. IAEA 調査団による調査に先だち，調査事項を勧告するための科学者による国際諮問委員会が設けられ，SPF 諸国からはオーストラリア，ニュージーランド，および南太平洋地域環境計画（SPREP）所長が参加した。
 - 24) *Japan Times*, 17 August 1994.
 - 25) *Forum Communique*, 1992.
 - 26) *Forum Communique*, 1995; 1996; 1997; 1998.
 - 27) 中国新聞，1999年2月4日。
 - 28) *Forum Communique*, 1995; 1996; 1997; 1998.
 - 29) *Forum Communique*, 1996; 1997.
 - 30) AOSIS について詳しくは，小柏葉子「AOSIS―小島嶼諸国によるインターリージョナリズムの展開と可能性」【広島平和科学】第17号，1994年，を参照のこと。
 - 31) SPREP について詳しくは，小柏葉子「SPF 諸国による気候変動問題をめぐる地域的アプローチ―SPREP を中心として」【広島平和科学】第16号，1993年，を参照のこと。
 - 32) *1995 Conference of Parties to Treaty on Non-Proliferation of Nuclear Weapons 9th Meeting*, DC/2502, 21 April 1995.
 - 33) 朝日新聞，1995年5月7日；*Forum News*, No. 15, 1995.
 - 34) *The South Pacific Forum: Nuclear-Free Pacific Campaign Newsletter*, No. 3, 1996; *Forum Communique*, 1996; 1997.
 - 35) *Forum Communique*, 1989.
 - 36) *The South Pacific Forum: Nuclear-Free Pacific Campaign Newsletter*, No. 3, 1996.
 - 37) ASEAN 地域フォーラムでは，非核兵器地帯についても取りあげられている。ASEAN *Regional Forum: Chairman's Statement*, 1995 ; 1996 ; 1997 ; 1998.
 - 38) *Forum Communique*, 1998.

- 39) *Final Record of the Seven Hundred and Sixty-Third Plenary Meeting of the Conference on Disarmament*, CD/PV 763, 1997; *Forum Review*, September 1997.
- 40) *Ministerial Meeting of the Coordinating Bureau of the Non-Aligned Movement*, 1998; *Preparatory Committee for Review Conference of Parties to Non-Proliferation Treaty Concludes Second Session*, Press Release DC/2607, 19 May 1998. なお、この委員会会議には、地域組織として SPF も出席した。